

# 令和5年第7回定例公安委員会会議録

開催日時 令和5年3月23日(木) 午前11時10分～午後2時45分

開催場所 警察本部

## 第1 定例会議

1 開催時間 午後1時30分～午後2時30分

### 2 出席者

公安委員会 久本委員長 衣笠委員 勝部委員

警察本部 半田警察本部長 雲田警務部長 山本首席監察官  
笠田生活安全部長 加藤刑事部長 前田交通部長  
岡山警備部長 植木警察学校長 坂口情報通信部長  
足羽警務部参事官

(事務局等～畔田公安委員会補佐室長、辻室長補佐)

### 3 議題事項

- 遠隔操作型小型車の使用者に対する指示(交通部)
- 警察職員等に対する援助要求(警備部)

(1) 遠隔操作型小型車の使用者に対する指示(交通部)

#### 警察本部

令和4年4月27日に公布された道路交通法の一部を改正する法律により、遠隔操作型小型車の通行方法等に関する規程が整備される。本年4月1日から施行されることを受け、公安委員会が行う遠隔操作型小型車の使用者に対する指示の基準などについて、新たに公安委員会規程を定めるものである。遠隔操作型小型車とは、原動機を用いる小型の車で、遠隔操作により通行させることができるもので、道路交通法上は歩行者と同様の扱いとなる。使用者に対して行う指示は、法や法に基づく命令等に違反した場合に、公安委員会から使用者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるというものである。本年3月1日付けの警察庁通達により、指示等の基準が示されたことを受け、公安委員会が使用

者に対して行う指示の基準などを、公安委員会規程として新たに定めることとしたものである。

**委員**

このとおり決裁する。

社会的ニーズの高まりとともに、このことは、報道でよく取り上げられるようになった。安全の確保に関し、しっかりと対応をお願いする。

**委員**

今後、県独自の問題が発生すれば、しっかりと検討していただきたい。

**委員**

施行後に様々な問題が発生すると思うので、適切に対応していただきたい。

(2) 警察職員等に対する援助要求（警備部）

**警察本部**

警察職員に対する援助の要求が4件あった。

1件目は、福井県公安委員会から、原子力施設の警戒警備に伴う特別派遣、2件目は、広島県公安委員会から、G7広島サミットの警戒警備に伴う特別派遣、3件目は、長野県公安委員会から、G7長野県軽井沢外務大臣会合の警戒警備に伴う特別派遣、4件目は、岡山県公安委員会から、G7倉敷労働雇用大臣会合の警戒警備に伴う特別派遣である。

**委員**

G7広島サミットは、同じ管区内における大規模な警備となる。成功に向けて、職務を完遂していただきたい。

**委員**

派遣期間中、県警察では人員が減るが、勤務員相互が連携しながら、県内の事案についてももしっかり対応していただきたい。

**委員**

原子力施設、G7広島サミットの警備など、連携の上、しっかりと警備をお願いする。

- 鳥取県議会令和5年2月定例会の結果（警務部）
- 令和5年度会計監査実施計画（警務部）
- 警察行政職員活躍推進施策の実施状況（警務部）
- 新入学児童等の交通事故防止に向けた重点的な取組の推進（交通部）
- 治安出動に係る警察と自衛隊との共同実動訓練（警備部）
- 4月中の入校及び訓練概況等（警察学校）

（1）鳥取県議会令和5年2月定例会の結果（警務部）

**警察本部**

令和5年2月定例会は、29日間の会期を終え、3月13日に閉会した。警察関係の議案は、6議案が審議され、可決された。

代表質問は、県議会自由民主党の福田俊史議員から、「犯罪被害者の心に寄り添う支援のあり方」などについて質問があり、本部長は、「県警察の制度が、他の都道府県警察と比べて不均衡とならないよう、医療機関受診費用負担制度の改正、犯罪被害により汚損された住居のハウスクリーニング費用の公費負担制度の新設等について検討している。」旨を答弁した。

一般質問は、県議会自由民主党の内田隆嗣議員及び会派民主の坂野経三郎議員から質問があった。内田議員からは、「通学路の対策状況と市町村との連携状況」等に関する質問、坂野議員からは、「信号機更新の現状と課題」等に関する質問があり、それぞれ本部長が答弁した。

常任委員会では、3件の報告を行った。

**委員**

2月定例会では、3人の方から質問があった。警察行政に関心を持っていただき、大変有り難いと感じた。

**委員**

県警察として、県民に対する丁寧な対応とわかりやすい答弁をお願いする。

**委員**

被害者支援に関しては、社会の関心も高まってきているので、今後、しっかりと対応していただきたい。

（2）令和5年度会計監査実施計画（警務部）

**警察本部**

会計監査は、対象年度を令和4年度及び5年度とし全38所属を対象に実施することとしている。会計監査の実施項目は、重点項目として、契約手続が規程どおり行われているかの確認、捜査費証拠書類の点検、捜査費執行に係る本部長等の対面による聞き取り調査、旅費の支給漏れや支給誤りがなく、旅費の精算が速やかに行われているかの確認などを実施することとしている。その他の項目として、支出等関係文書の保管整理状況、切手やはがきなどの保管状況、前渡資金を含む現金の保管状況、物品の管理状況の確認等を実施することとしている。

**委員**

会計監査をしっかりとすることが疑いを生まないことにつながる。

**委員**

前年度と変わった実施項目はあるか。

**警察本部**

令和4年度から変わった実施項目はない。

**委員**

実施項目に従って、しっかりと会計監査を進めていただきたい。

**委員**

報告のとおりしっかりと進めていただきたい。

(3) 警察行政職員活躍推進施策の実施状況（警務部）

**警察本部**

警察行政職員活躍推進施策は、平成28年度に、警察行政職員がより一層活躍できる環境の実現に向けた取組として始まったものであり、活動の基本方針を3年ごとに改正している。

今期の基本方針は、「意識改革の推進」、「人材育成」、「業務・環境の改善」の3つの柱から構成され、具体的な施策については、毎年度、推進計画を策定して取り組んでいる。

「意識改革の推進」について、昇任考査を受ける人が少ない、大量退職期の到来と職員の早期戦力化、男女比率の逆転といった3つが顕在化しつつあり、将来的な業務体制の維持・確保に影響を及ぼすものとなっていることから、実際に行動していくべき立場となる課長補佐級以上の職員に対して、課題認識の伝達・浸透を図っているところである。

次に「人材育成」については、新たに若手職員の再教育といった観点による

研修会を実施し、社会人として、組織人として、今の時点で身に付けるべき能力について、個別具体的に踏み込んだ教養を行った。そのほか、中堅以上の職員を対象として、部下育成に必要な考え方の一つであるコーチングを学ぶ研修会を実施した。

「業務・環境の改善」については、採用1年目の職員を対象としたメンター制度の推進等によるフォローアップの充実、幹部職員から昇任に向けての意識改革や取り組み方についての教養等を実施したところである。

令和5年度の推進計画は、令和4年度と大きな変更はなく、これまでの推進計画を継続していく内容となっている。警察行政職員を取り巻く環境の変化に伴い、今後、様々な対応が求められるところ、より実効性のある施策となるよう、引き続き取り組んでいく。

#### 委員

警察行政職員の活躍推進ということが、県警察の活性化につながるものと思う。警察に限らず、最近の社会の傾向として、若い方の昇任意欲が低いような気がする。幹部職員による個別教養などが非常に重要であり、若い世代の思考を考えながら、いろいろと施策を講ずる必要がある。このような取組は、大変すばらしいと思うので、警察行政職員の活性化を引き続きお願いする。

#### 委員

優秀な警察行政職員の方がとても多いと聞いており、目指される方も多いと思う。特に、採用後1年目や2年目の職員の士気が下がらない仕組みや工夫をお願いする。

#### 委員

警察官と警察行政職員が組織の両輪として、業務に励んでいただきたい。

### (4) 新入学児童等の交通事故防止に向けた重点的な取組の推進（交通部）

#### 警察本部

本年4月6日から4月15日までの10日間を新入学児童等の交通事故防止に向けた重点的な取組を推進する期間として設定した。

例年この時期は、春の全国交通安全運動が実施されるが、今年は、統一地方選挙の実施に伴い、春の交通安全運動は5月に実施されることが決まっている。しかしながら、4月から6月にかけて子どもの歩行中の被害が増加しており、新入学シーズンであるこの時期に、子どもをはじめとする歩行者等の安全確保に重点的に取り組む必要があることから、推進期間を設定して取り組む。

取組の重点は、新入学児童等及びその保護者に対し、横断歩道の横断方法等

について参加・体験・実践型の交通安全教育、自動車・自転車の運転者に対し、歩行者保護のため、街頭活動による広報啓発・指導取締り、通学路等における保護者・学校関係者との合同パトロールの3点である。期間中の4月14日は、通学路における全国一斉取締りになっており、県警察もこの日に小学生の登下校の時間に合わせ交通指導取締りを強化することとしている。

期間中の取組の重点に沿った行事として、新入学児童等に対する交通安全広報、小学生に対する交通安全教室を行う。自動車・自転車の運転者に対しては、街頭広報や自転車マナーアップ広報などを行う予定である。また、通学路における安全対策として、小学校教職員との合同パトロール、地域で見守り活動をしていただいているボランティアの方やPTA関係者とともに見守り活動の交通安全指導等を行うほか、パトカーによるレッド走行を継続して行うこととしている。

県内における中学生以下の子どもの歩行中の交通事故は、4月から被害が増加し始め、特に小学1年生から小学3年生については、5月が最多の13人となっている。子どもの歩行中の交通事故は、横断歩道、道路横断中が多く、新入学等で通行する道路交通環境に不慣れな4月、その環境に慣れ始め、交通安全確認行動等がおろそかになりがちな5月が危険な時期と言われるので、この度の推進期間のみならず、5月の交通安全運動にかけて継続的に取組を推進していきたいと考えている。

#### 委員

この取組は、初めて行うものか。

#### 警察本部

そのとおりである。この時期は、子どもの安全を守る活動を行わなければならないが、交通安全運動の期間が5月となったことから、取り組むこととしたものである。

#### 委員

大変有り難い取組である。園児、児童の命を守ることは、社会の役目である。本県では、この半年間で、交通事故で亡くなられた方が1人であるが、これも県警察がしっかりと取組をしているおかげであり、心より感謝申し上げます。しかし、飲酒運転が犯罪だと思っていない方もいると思うので、引き続き、取組をお願いします。

#### 委員

新入学の時期になると思うので、地域住民等と一緒に交通安全の呼び掛けを行ってほしい。

#### 委員

新入学の時期を迎え、新1年生は、初めて自分で学校に歩いていくようになるが、周囲への配慮ができる年齢ではない。自動車のドライバーなどに、この時期は特に注意していただくよう、しっかりと広報活動をお願いする。

#### (5) 治安出動に係る警察と自衛隊との共同実動訓練（警備部）

##### 警察本部

一般の警察力では対応できないと認められる事案が発生した場合を想定して自衛隊との共同実動訓練を実施した。訓練は、3月2日及び3日の2日間、陸上自衛隊米子駐屯地等において、鳥取県警察、島根県警察及び陸上自衛隊等が参加して実施した。

#### 委員

警察と自衛隊の指揮系統に問題はないか。

##### 警察本部

相互に調整しつつ対応するので問題はない。

#### 委員

今回の訓練で出た問題を次の訓練等に生かしていただきたい。

#### 委員

県民の危機意識も高まってきており、今回の想定のような事態も現実味を帯びてきていることから、他の機関との連携が重要になってくると思う。訓練で明らかとなった想定外の事態を今後の対応に生かしていただきたい。

#### (6) 4月中の入校及び訓練概況等（警察学校）

##### 警察本部

4月中は、採用時教養として、4月6日から、新年度採用の初任科第97期及び第98期、警察行政職員等初任科第33期が入校する。専科は、4月17日から留置管理業務実務専科が入校予定である。初任科生の入校式は4月6日に予定しており、警察音楽隊と入校生の家族が出席する予定である。入校後、しばらくは特別生活指導期間としており、警察職員としての心構えの早期確立を図ることを目的として、マラソンや登山訓練などの各種訓練や研修を集中的に実施する。

3月中の行事・訓練関係は、初任補修科第43期生が、職質教養のほか、逮捕術検定、キャリアプラン教養、監察教養を受け、3月10日に卒業した。

### 委員

入校式には、家族も出席ができるということなので、大変良いことだと思う。今回の入校者は44人ということだが、基本を学ぶ良い機会なので、しっかりと教養をお願いする。

### 委員

大切なスタートの時期だと思うので、できる限りの育成をお願いする。

### 委員

貴重な人材であるので、大切に育てていただきたい。

## 第2 その他の公安委員会活動

### 1 意見の聴取

運転免許課から、道路交通法に基づく意見の聴取4件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

### 2 聴聞

運転免許課から、道路交通法に基づく聴聞1件について、事案概要、処分理由、当事者の陳述要旨、基本量定等を詳細に聴取し量定を決定した。

### 3 事前説明

- ・遠隔操作型小型車の使用者に対する指示について

### 4 報告事項

- ・監察報告

### 5 決裁

- ・令状請求者等の指定
- ・特定抗争指定暴力団等の指定の期限の延長
- ・鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
- ・鳥取県警察の遠隔操作型小型車の使用者に対する指示の基準等に関する規程

- ・鳥取県警察本部長専決規程の一部を改正する訓令

6 公安委員会委員間の事前検討・協議等

7 公安委員会補佐室からの事務連絡等

公安委員会補佐室から当面の行事予定等について確認と説明があり、了承した。